

報告事項は1件で、7月及び8月に開催された東京都市長会関係の主な審議内容について、ご報告申し上げます。

はじめに、7月25日に開催された令和元年度第3回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が5件あり、主な連絡事項2件について報告いたします。

1件目は、総務局から「東京都地域防災計画（震災編）の修正及び全国における平成30年度の災害事例等」について説明がありました。

まず、東京都地域防災計画の震災編については、震災対策の実効性をより一層向上させるため、近年実施してきた新たな取組や更なる充実・強化を図る取組を反映し、7月に修正が完了したとのことでした。

また、風水害編についても、予防から応急・復旧までの風水害対策の実効性を更に向上させるため、「逃げ遅れゼロ」実現に向けた多様な連携体制の構築等の視点で修正作業を行っており、来年度前半に防災会議での計画承認を目指しているとのことでした。なお、前回の修正から相当年数が経過した大規模事故編及び原子力災害編についても時点修正等を行う予定とのことでした。

2件目は、都民安全推進本部から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正（案）」について説明がありました。

東京都では、現行の条例においても、自転車利用者等に対して自転車損害賠償保険等への加入を努力義務としていますが、保険等への加入を義務化した他府県と比べ加入率

が低いことや、近年、都内の自転車関連事故件数が増加傾向となっていること等を踏まえ、自転車利用者などへの加入義務付けなどを含め、自転車損害賠償保険等への加入を促進するための規定を整備することとした。

続いて議案審議事項3件について報告いたします。

議案第1号の「令和2年度東京都予算編成に対する要望(案)」については、各部会での審議結果の報告があり、承認されました。要望項目数は、重点要望50件、一般要望44件、合計94件となりました。

あわせて、「多摩地域に対する都政の取組に関する要望(案)」についても承認されました。

なお、本要望については、7月31日に副知事及び各局あてに提出し、私は、厚生部会の一員として、都民安全推進本部及び福祉保健局へ要請行動を行いました。

議案第2号の「事務処理特例による移譲事務の取扱い」については、東京都から提案のあった2件の事務処理特例による事務の移譲について、東京都市企画財政担当部長会における協議結果が報告され、了承されました。

このうち、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく事務」については、所管の多摩地域住宅政策連絡協議会会員市の意見の統一がされていないことから、5つの条件を付し、これを東京都が確実に履行することを条件として継続協議することとなりました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、前三鷹市長の退任に伴う委員等の推薦について審議され、原案のとおり承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「各種団体からの

要請」について報告されました。

続きまして、8月23日に開催された令和元年度第4回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が6件あり、主な連絡事項3件について報告いたします。

1件目は、オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供です。

オリンピックの聖火ランナーについては、通常1人のランナーがトーチを携行して一区間を走行しますが、今回、その例外となる聖火ランナーとして「グループランナー」が設けられるとのことでした。このグループランナーは、最大10名が1本のトーチを回し持つ形で同じ区間を走行するもので、聖火リレー実施期間中、平均して1日に1回程度実施されるとのことでした。なお、このうち、東京都聖火リレー実行委員会に割当てられるのは、都内で聖火リレーが行われる15日のうち3日、3回分になる見込みとのことでした。

2件目は、総務局から「犯罪被害者等の支援に関する条例の検討状況」について説明がありました。

東京都では、これまでも三期にわたる支援計画に基づき、被害者に寄り添った支援を行ってきましたが、刑法犯の認知件数が依然として全国の約1割を占めており、被害者や家族への支援の一層の推進が必要であることなどから、条例の制定を検討しているとのことでした。

具体的には、有識者懇談会を設置して検討を進めており、今後、2回のパブリックコメントなどを経て、来年の都議会第1回定例会に条例案を提出する予定とのことでした。

3件目は、住宅政策本部から「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」について、提案がありました。

これは、前回の市長会において条件付での継続協議となった事務の移譲についてで、都としては、付された条件を、誠意を持って履行するとした上で、令和2年度から、都条例第15条及び第16条に基づく管理状況の届出受理に関する事務については、全市に移譲したい。また、第17条に基づく調査等の事務並びに第18条に基づく助言及び指導等の事務については、各市において権限移譲の条件等が整った段階で、順次、移譲をしたいというものでした。

続いて、議案審議事項として、2件の審議が行われました。

議案第1号の「各種審議会委員等の推せん」及び議案第2号の「各種団体からの後援依頼」については、原案のとおり承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」及び「多摩地域観光地域づくりプロモーションイベント『まるごと多摩マルシェ（仮称）』の開催」について報告され、了承されました。

以上、ご報告申し上げます、市長行政報告と致します。